

岩手県告示第 550 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 104 条第 2 号に規定する漁業に係る次の加入区及び漁業の区分について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により、同条第 3 項の規定による届出を審査した結果、同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認める。

平成 19 年 7 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	漁業の区分
山田湾加入区	総トン数 20 トン未満の漁船により主として棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
釜石東部加入区	小型さんま棒受網漁業、総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業及び船びき網漁業（10 トン以上 20 トン未満）
綾里加入区	小型さんま棒受網漁業
末崎加入区	小型さんま棒受網漁業